

## 歯科診療報酬点数表（令和4年4月版） web追補④

（令和4年12月・社会保険研究所）

web追補は、原則として材料価格等の改正のみに対応した追補となります。

- ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和4年11月30日厚生労働省告示第342号）（令和4年12月1日適用）
- ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和4年12月28日厚生労働省告示第379号）（令和5年1月1日適用）
- ・「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について」（令和4年12月28日保医発1228第2号）（令和5年1月1日適用）

により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます。

- 「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について」（令和4年12月28日保医発1228第2号）による使用歯科材料の改正（令和5年1月1日適用）

※以前のweb追補で改正のあった部分は青色のアミを附しています。

頁	保険医療材料	令和4年12月まで	令和5年1月から
190頁	M002 支台築造（1歯につき） 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯	77点	76点
196頁	M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの (2) 4分の3冠 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 5分の4冠 ハ 全部金属冠 (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 4分の3冠 ハ 5分の4冠 ニ 全部金属冠 3 銀合金	<div style="text-align: center;">1,040点</div> <div style="text-align: center;">1,300点</div> <div style="text-align: center;">418点</div> <div style="text-align: center;">774点</div> <div style="text-align: center;">974点</div> <div style="text-align: center;">1,225点</div> <div style="text-align: center;">285点</div> <div style="text-align: center;">566点</div> <div style="text-align: center;">700点</div> <div style="text-align: center;">700点</div> <div style="text-align: center;">877点</div>	<div style="text-align: center;">1,043点</div> <div style="text-align: center;">1,304点</div> <div style="text-align: center;">446点</div> <div style="text-align: center;">825点</div> <div style="text-align: center;">1,038点</div> <div style="text-align: center;">1,306点</div> <div style="text-align: center;">304点</div> <div style="text-align: center;">604点</div> <div style="text-align: center;">746点</div> <div style="text-align: center;">746点</div> <div style="text-align: center;">935点</div>

	(1) (略) (2) 小白歯・前歯・乳歯 イ インレー a (略) b 複雑なもの	29点	28点
197頁	M010-3 接着冠 (1歯につき) 1 金銀パラジウム合金 (金12%以上) (1) 前歯 (2) 小白歯 (3) 大白歯	700点 700点 974点	746点 746点 1,038点
198頁	M010-4 根面被覆 (1歯につき) 1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) イ 大白歯 ロ 小白歯・前歯	418点 285点	446点 304点
198頁	M011 レジン前装金属冠 (1歯につき) 1 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合 2 銀合金を用いた場合	1,092点 99点	1,165点 98点
203頁	M017 ボンティック (1歯につき) 1 鑄造ボンティック (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) イ 大白歯 ロ 小白歯 (2) (略) 2 レジン前装金属ボンティック (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合 イ 前歯 ロ 小白歯 ハ 大白歯 (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 ロ 小白歯 ハ 大白歯	1,411点 1,062点  848点 1,062点 1,411点  63点 63点 63点	1,504点 1,133点  904点 1,133点 1,504点  62点 62点 62点
207頁	M020 鑄造鉤 (1個につき) 1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 ロ 犬歯・小白歯 (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大白歯 ロ 犬歯・小白歯 ハ 前歯 (切歯) 2 金銀パラジウム合金 (金12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 ロ 犬歯・小白歯	1,348点 1,096点  1,096点 842点 648点  1,128点 882点	1,352点 1,100点  1,100点 844点 650点  1,202点 940点

	(2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 ロ 犬歯・小白歯 ハ 前歯 (切歯)	774点 673点 624点	825点 718点 666点
207頁	M021 線鉤 (1個につき) 2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 (2) 二腕鉤 (レストつき)	645点 498点	647点 500点
208頁	M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき) 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金12%以上), 線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 (2) 犬歯・小白歯 (3) 大臼歯	312点 337点 387点	333点 359点 413点
208頁	M021-3 磁性アタッチメント (1個につき) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料 (1歯につき)) (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) イ 大臼歯 ロ 小白歯・前歯 (2) 銀合金 イ (略) ロ 小白歯・前歯	774点 566点  29点	825点 604点  28点
209頁	M023 バー (1個につき) 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	1,808点	1,927点

- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和4年11月30日厚生労働省告示第342号）による材料価格基準の改正（令和4年12月1日適用）

285頁

「V 歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格」に追加

035 デンプン由来吸収性局所止血剤

- (1) 標準型 1 g 当たり12,700円
- (2) 織布型 1 cm<sup>2</sup> 当たり48円

- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和4年12月28日厚生労働省告示第379号）による材料価格基準の改正（令和5年1月1日適用）

286頁

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
品名	単位	令和4年12月まで	令和5年1月から	
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S 適合品）	1 g	6,493円	6,512円	
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S 適合品）	1 g	6,476円	6,495円	
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	6,626円	6,645円	
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品）	1 g	6,453円	6,472円	
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 適合品）	1 g	3,481円	3,711円	
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1 g	4,052円	4,226円	
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品）	1 g	145円	144円	
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品）	1 g	178円	177円	